

石巻市勤労者生活安定資金融資制度について

【現行】

資金区分	一般生活資金	教育資金	自動車資金
資金用途	勤労者等の婚姻、 <u>出産</u> 、 <u>療養</u> 、 <u>葬祭</u> 、 <u>住居移転</u> 、 <u>住宅修理</u> 、 <u>災害復旧</u> その他生活の安定のために必要な資金	勤労者等の学校等への入学又は在学その他教育に関連する必要な資金	勤労者等の通勤に供する自動車の購入その他通勤に供する自動車に関連する必要な資金
融資額	100万円以内	300万円以内	200万円以内
償還期間	7年以内	10年以内（5年以内の据置期間あり）	7年以内
貸付利率	2.75%	1.45%	1.45%
融資対象者	市内に1年以上住所を有する中小企業の勤労者又は市内の同一企業に引き続き1年以上勤務している中小企業の勤労者で東北労働金庫の定める資格を有する者。		

協調倍率 2倍（等倍から4倍の間で設定）

※協調倍率ごとの貸付金利は以下のとおり。

資金区分		一般生活資金	教育資金	自動車資金
協調倍率	等倍	2.00%	0.70%	0.70%
	2倍	2.75%	1.45%	1.45%
	3倍	3.00%	1.70%	1.70%
	4倍	3.10%	1.80%	1.80%

【改正後】

資金区分	生活資金	教育資金	自動車資金	福祉資金	移住定住支援資金	空き家対策支援資金
資金用途	勤労者等の婚姻、 <u>葬祭</u> 、 <u>住居移転</u> 、 <u>住宅修理</u> その他生活の安定のために必要な資金	(現行と同じ)	(現行と同じ)	勤労者等の <u>出産</u> 、 <u>育児</u> 、 <u>療養</u> 、 <u>介護</u> 、 <u>災害復旧</u> 及び <u>育児休業</u> 又は <u>介護休業中の生活に必要な資金</u>	勤労者の市内への移住に係る <u>住宅取得</u> 、 <u>家電等の物品</u> や <u>家具等の耐久消費資材</u> 及び <u>通勤に供する自動車の購入に必要な資金</u>	勤労者等の市内に所有する <u>空き家に係る改築</u> 、 <u>修繕</u> 、 <u>解体</u> 、 <u>植栽</u> 及び <u>家財等の処分に必要な資金</u> （ <u>事業性のあるものを除く。</u> ）
融資額	各資金300万円以内					
償還期間	15年以内（教育資金は5年以内、福祉資金は1年以内の据置期間あり）					
貸付利率	2.75%	1.45%	1.65%	1.25%	1.25%	1.25%
融資対象者	市内に <u>1か月以上</u> 住所を有する中小企業の勤労者又は市内の同一企業に引き続き <u>1か月以上</u> 勤務している中小企業の勤労者で東北労働金庫の定める資格を有する者とする。 <u>ただし、同一企業の勤務が1年未満の場合にあっては、前勤務先への勤務実績が1年以上あることを確認できる者とし、移住定住支援資金は東北6県以外からの移住で、移住後1年以内の者とする。</u>					

協調倍率 4倍